

事案書（
 ☒
 経営会議

 ☐
 調整会議

開催日：平成30年 1月23日（火）

担当課：健康福祉部 介護保険課

件 名：大和市介護保険条例の一部改正について

提出理由：第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び介護保険法の改正に伴い、
 介護保険料の改定を行いたいため

内 容：

1. 背景等

- ・介護保険事業の円滑な実施が確保されるよう、介護保険法により3年毎の事業計画の策定が義務付けられている。
- ・高齢化の進行により介護サービスの需要が高まるとともに、介護給付費等が増加していることから、今後3年間で必要となる介護保険料（以下、「保険料」という。）を確保する必要がある。

2. 改正内容等

(1)改正のポイント

- ・現在策定中の第7期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)に合わせ、当該計画期間の保険料を設定する。
- ・介護給付費等の増加が見込まれることから、保険料の基準額を現在の月額 4,960 円（年額 59,520 円）から月額 5,699 円（年額 68,385 円）に増額（14.9%）する。
- ・国は、所得の標準段階を9段階としているが、第7期計画においては、第6期の12段階から、さらに一人ひとりの負担能力に応じた保険料とするために、16段階とする。

(2)第1号被保険者の保険料予定額(月額)

所得段階	第6期		所得段階	第7期	上昇率
1	2,480 円		1	2,849 円	14.9%
2	2,480 円		2	2,849 円	14.9%
3	3,472 円		3	3,989 円	14.9%
4	3,720 円		4	4,274 円	14.9%
5	4,464 円		5	5,129 円	14.9%
6	4,960 円	⇒	6	5,699 円	14.9%
7	5,704 円		7	6,554 円	14.9%
8	6,200 円		8	7,123 円	14.9%
9	7,440 円		9	8,548 円	14.9%
10	8,184 円		10	9,118 円	22.6%
11	9,672 円		11	9,688 円	18.4%
12	9,920 円		12	11,113 円	14.9%
			13	11,682 円	17.8%
			14	12,252 円	23.5%
			15	13,107 円	32.1%
			16	14,247 円	43.6%

※網掛け部分は、基準となる所得段階

(3)保険料段階の判定基準の変更について

- ・介護保険法施行令の改正により、保険料段階の判定に関する基準については、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いる。

3. その他

- ・現在実施している低所得者への保険料軽減措置について、平成31年度に予定されている消費税増税時から、適用範囲拡大と保険料率のさらなる軽減が予定されており、今後改めて条例改正を行う。

経 過

- H28. 6～ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会（以下「審議会」という。）（7回開催）
- H29. 2 介護サービス利用意向等の実態調査
- H29. 10 計画骨子案についての庁議決定
- H29. 10 計画骨子案及び保険料を審議会に諮問（H29. 12 答申）
- H29. 11 計画骨子案についての市民意見公募手続、地域説明会（12回開催）

今後の予定

- H30. 2 議案上程
- H30. 4 改正条例施行
- H30. 6 平成30年度保険料の賦課決定